

## 京都府警察情報セキュリティに関する訓令

[最終改正 令和5.2.28 京都府警察本部訓令第3号]

### (目的)

第1条 この訓令は、京都府警察における警察情報システム及び管理対象情報に関して、体系的かつ網羅的な管理の基準及び組織的な管理を実施するための基本的事項を定め、もって京都府警察における情報セキュリティを維持することを目的とする。

### (定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 機密性 情報について、当該情報を利用する権限を有する者だけが当該情報を利用できることをいう。
- (2) 完全性 情報について、その処理及び伝送が正確であることをいう。
- (3) 可用性 情報について、これを利用する権限を有する者が必要なときにこれを利用できることをいう。
- (4) 情報セキュリティ 情報の機密性、完全性及び可用性が確保されていることをいう。
- (5) 情報システム ソフトウェア、プログラムを搭載したコンピュータ及びその周辺機器並びにネットワーク（仮想化技術により同様の機能を有するものを含む。）により情報処理を一体的に行うよう構成されたものをいう。
- (6) 警察情報システム 警察庁情報システム及び京都府警察情報システムをいう。
- (7) 警察庁情報システム 警察庁が設置する情報システム及び京都府警察が設置する情報システムであって警察庁が設置する情報システムと接続されているものをいう。
- (8) 京都府警察情報システム 京都府警察が設置する情報システムであって、警察庁情報システム以外のものをいう。
- (9) 管理対象情報 次に掲げる情報をいう。
  - ア 警察情報システムに記録された情報（書面に記載された情報であってその内容が警察情報システムに入力されたものを含む。）
  - イ 警察情報システムから出力された情報
  - ウ 警察情報システム以外の電子計算機その他の機器に記録された情報であって職員が職務上取り扱うもの
  - エ 警察情報システムの設計又は運用管理に関する情報

(京都府警察最高情報セキュリティ管理者)

第3条 警察本部に、京都府警察最高情報セキュリティ管理者を置き、総務部長をもって充てる。

2 京都府警察最高情報セキュリティ管理者は、警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する事項を統括するものとする。この場合において、重要な事項で審議を要するものについては、庶務担当課長会議等の会議に付議するものとする。

(京都府警察最高情報セキュリティ副管理者)

第4条 警察本部に、京都府警察最高情報セキュリティ副管理者を置き、総務部参事官（警察情報システム総合運用統括官）をもって充てる。

2 京都府警察最高情報セキュリティ副管理者は、京都府警察最高情報セキュリティ管理者を補佐し、京都府警察最高情報セキュリティ管理者に事故があるときは、その職務を代理する。

(管理対象情報の分類及び対策の基準)

第5条 管理対象情報については、当該情報の性質、内容及び利用の態様に応じて分類し、それらの分類に応じた対策により適正に管理されなければならない。

2 管理対象情報の分類及び対策の基準に関し必要な事項は、別に定める。

(警察職員の責務)

第6条 職員は、警察情報システム及び管理対象情報を適正に取り扱わなければならない。

(監査)

第7条 警察本部長は、警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する監査を統括して実施するものとする。

2 前項の監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(細目的事項)

第8条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成21年1月1日から施行する。